

カーター記念黒部名水マラソン 大会申合せ事項（車いすの部）

1. 参加資格

高校生以上。

7 kmを35分以内で完走できる走力を持っていること。

2. 競技規則

- (1) 本大会は、黒部名水マラソン車いすコースを使用する。
- (2) 車いすについては、日本パラ陸上競技連盟競技規則によることとする。
- (3) 競技者は、スタートからフィニッシュラインまで、コース内の決められた走路を走行する。
- (4) 競技者が走行中に他の競技者の走行を故意に妨害した場合は、失格とする。
- (5) 競技者は、ヘルメットを着用しなければならない。
- (6) 競技者が走行中に転倒した場合は、競技役員及びボランティアスタッフによる介助を受けられるものとする。ただし、競技者に有利になるような介助は受けてはならない。
- (7) 競技者は、走行中、競技役員及び医師から競争中止を命ぜられた時は、直ちに競争を中止しなければならない。
- (8) 競技者は、競技役員及び警察官の指示に従わなければならない。
- (9) 競技役員が10 kmの選手に追いつかれる、または、制限時間内に完走できないと判断した場合、競走中止を命じることがある。また、4.9 kmの関門閉鎖地点において10時35分以降は競争中止とし、競争を中止した競技者は収容車に乗車しなければならない。
- (10) 車いすについて
 - ①車いすは、陸上競技用車いす（レーサー）とする。
 - ②電動車いす及び力学的に有利になるギヤやレバーを取り付けた車いすは認めない。
 - ③ブレーキ及びダンパーを取り付けなければならない。
 - ④車いすに鏡を取り付けてはならない。

3. 走路について

一般ランナーと同じ走路となります。一般ランナーとすれ違いする箇所については、レーン分けにより車いす専用レーンとするが、一般ランナーには十分注意して走行すること。

4. 競技中の事故について

競技中に事故が発生した場合、応急の処置については主催者において実施するが、治療費は原則として選手の負担とする（健康保険証を持参すること）。また、傷害保険の加入については、主催者において行います。

5. 雨天時の取り扱い

雨天時においても原則競技を実施する。